

第1061号（平成30年6月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【告示】

△	横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】	3
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画】	4
△	「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払代金収納事務の委託【健康福祉局高齢健康福祉課】	5
△	犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【健康福祉局動物愛護センター】	6
△	地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】	13
△	神奈川県との境界に係る道路の管理に関する協定の内容【道路局管理課】	14
△	町田市との境界に係る道路の管理に関する協定の内容【道路局管理課】	15
△	市道路線の認定【道路局路政課】	16
△	市道路線の廃止【道路局路政課】	18
△	市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	21
△	市道区域の供用の開始【道路局路政課】	23
△	県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	24
△	県道区域の変更【道路局路政課】	25
△	市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	27
△	市道区域の変更【道路局路政課】	40

【公告】

△	環境影響評価準備書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	42
△	横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧及び準備書説明会の開催【港湾局政策調整課】	43
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	47
△	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】	49
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	51
△	計画段階配慮書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	52
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	53
△	建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】	54
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	55
△	同【建築局調整区域課】	56
△	同【建築局調整区域課】	57
△	同【建築局調整区域課】	58
△	同【建築局調整区域課】	59
△	同【建築局調整区域課】	60
△	同【建築局調整区域課】	61
△	同【建築局調整区域課】	62

△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	63
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	64
△	同【建築局建築道路課】	65
△	同【建築局建築指導課】	66
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	67
【区告示】		
△	認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	68
△	同【南区地域振興課】	69
△	同【金沢区地域振興課】	70
△	同【金沢区地域振興課】	71
△	同【西区地域振興課】	72
△	同【西区地域振興課】	73
△	同【西区地域振興課】	74
△	同【泉区地域振興課】	75
△	同【南区地域振興課】	76
△	同【南区地域振興課】	77
△	同【港北区地域振興課】	78
△	同【青葉区地域振興課】	79
【区公告】		
△	横浜市国民健康保険被保険者証の更新【鶴見区保険年金課】	80
△	同【神奈川区保険年金課】	81
△	同【西区保険年金課】	82
△	同【中区保険年金課】	83
△	同【南区保険年金課】	84
△	同【港南区保険年金課】	85
△	同【保土ヶ谷区保険年金課】	86
△	同【旭区保険年金課】	87
△	同【磯子区保険年金課】	88
△	同【金沢区保険年金課】	89
△	同【港北区保険年金課】	90
△	同【緑区保険年金課】	91
△	同【青葉区保険年金課】	92
△	同【都筑区保険年金課】	93
△	同【戸塚区保険年金課】	94
△	同【栄区保険年金課】	95
△	同【泉区保険年金課】	96
△	同【瀬谷区保険年金課】	97

告示

横浜市告示第 409 号

横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び横浜市財政事情の公表に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第21号）、横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例（平成26年6月横浜市条例第29号）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）、横浜市下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第61号）、横浜市埋立事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第62号）、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第64号）及び横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）に基づき、横浜市財政事情及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

横浜市告示第 410 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成30年6月1日	ひかり在宅クリニック	戸塚区戸塚町 4,111番地	病院又は診療所
同	ななほし薬局山手駅前通り店	中区大和町1丁目6番地の4	薬局
同	アイセイ薬局新横浜店	港北区新横浜二丁目6番地の16	同
同	クリエイト薬局新白根店	旭区上白根一丁目1番9号	同
同	ココ第一薬局COPRE店	旭区二俣川2丁目50番地の14	同
同	せせらぎ訪問看護	都筑区仲町台一丁目29番10号	訪問看護
同	あっとほーむケアー訪問看護リハビリステーション	栄区上郷町84番地の12	同
同	オルタナティブ医療カルベース横浜並木	金沢区並木三丁目6番2号	同

横 浜 市 告 示 第 411 号

「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払
代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定
により、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」売払代
金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央	神奈川県松本町4丁 目34番地の14	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

横浜市告示第 412 号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
 収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務を次のとおり委託した。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
公益社団法人横浜市獣医師会 会長 井上亮一	磯子区西町14番3号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
公益財団法人神奈川県動物愛護協会 会長 山田佐代子	港北区篠原台町6番41号	同
ディーシー動物病院有限会社 代表取締役 関本真澄	鶴見区東寺尾六丁目5番26号	同
平安二丁目動物病院 院長 新澤信治	鶴見区平安町2丁目4番地の8	同
アン・ベット・クリニック 院長 三浦あかね	神奈川区三ツ沢中町5番1号	同
新横浜動物病院 院長 石坂大典	神奈川区三枚町104番地の1	同
ティアラペットクリニック 院長 市川格	中区麦田町1丁目2番地	同
有限会社長者町動物病院 取締役 鈴木尊	中区翁町2丁目9番地の4	同

有限会社かりん 代表取締役 町田都奈美	港南区大久保一丁目 4番2号	同
有限会社松本動物 病院 代表取締役 松本敏男	保土ヶ谷区権太坂三 丁目7番7号	同
レモン動物病院 院長 半澤由美子	旭区市沢町 336番地	同
株式会社ウェル動 物病院 代表取締役 松本直己	港北区高田東三丁目 10番6号	同
かんの動物病院 院長 菅野敦雄	港北区日吉本町四丁 目11番5号	同
ブラン動物病院 院長 白井善朗	港北区綱島東二丁目 13番21号	同
秋元犬猫病院 開設者 秋元弘枝	緑区北八朔町 1,639 番地の3	同
有限会社アライ動 物病院 代表取締役 荒井和子	緑区中山町 1,001番 地	同
あざみ野ペットク リニック 院長 川嶋光平	青葉区あざみ野南二 丁目11番地の18	同
サスケ動物病院 院長 太田敬子	青葉区荏子田二丁目 1番地の6	同
やまな動物病院 院長 山名宏之	青葉区市ヶ尾町 1,05 2番地の1	同
イソップ動物病院 院長 船田茂	都筑区すみれが丘 20 番地の10	同

株式会社ソルナ動物病院 代表取締役 朝原大輔	都筑区茅ヶ崎中央25番8号	同
ふれあいの丘動物病院 院長 井戸裕	都筑区葛が谷14番1-101号	同
プレマ動物ナチュラルクリニック 院長 羽尾健一	都筑区中川中央一丁目5番9号	同
株式会社Animal Therapy House 代表取締役 山本律子	都筑区茅ヶ崎中央28番8号	同
有限会社さいとう動物病院 代表取締役 齊藤明德	都筑区北山田四丁目8番20号	同
有限会社シーエムエス 代表取締役 上田喜宣	都筑区茅ヶ崎中央2番1-1001号	同
有限会社コンフォート 取締役 玉置健一郎	栄区小山台一丁目21番25号	同
合同会社ヨシト 代表社員 田中仁人	栄区小菅ヶ谷三丁目31番22号	同
ながしま動物病院 院長 長嶋誠志	栄区本郷台二丁目6番17号	同
株式会社たかまるどうぶつ病院 代表取締役 市川崇	瀬谷区瀬谷二丁目47番地の3	同
たんぼぼ動物病院	瀬谷区三ツ境111番	同

院長 千原恒生	地の6	
株式会社 トウキョウ ウ・ワンク 代表取締役 堀川勝志	東京都杉並区高円寺 南2丁目24番19号	同
株式会社 J P R 代表取締役社長 生田目康道	東京都町田市森野1 丁目27番14号	同
たけだペットクリ ニック 院長 竹田洋	旭区笹野台一丁目28 番13号	同
プルテウス動物往 診サービス 院長 磯野優	栄区上之町1番6号	同
有限会社 はた動物 病院 代表取締役 畠中健	港南区芹が谷一丁目 12番8号	同
株式会社 ユアペテ ィア 代表取締役社長 飯島耕司	東京都国分寺市本町 4丁目12番1号	同
合同会社 さかい犬 猫クリニック 代表社員 酒井洋	青葉区たちばな台一 丁目14番地の25	同
有限会社 西田ペッ トクリニック 取締役 西田耕一郎	泉区新橋町 1,382 番 地の1	同
有限会社 エフビー シーコーポレーシ ョン 代表取締役 宮本博行	東京都中央区日本橋 3丁目6番11号	同
株式会社 A D V A N C E	鶴見区豊岡町28番11 - 1001号	同

代表取締役 ニシムラ 静香		
有限会社 Sun's et Hills Animal Clinic 代表取締役 渡辺 英一郎	都筑区見花山2番5号	同
リアン動物病院 院長 深堀 祥光	都筑区北山田二丁目 1番3-102号	同
有限会社すがわら 動物病院 代表取締役 菅原 朗	南区別所五丁目22番 8号	同
アイラ動物病院 院長 平片 修	緑区長津田七丁目1 番48号	同
モリシゲビル株式 会社 代表取締役 森 茂徳	港南区下永谷五丁目 1番10-101号	同
かどのペットクリ ニック 院長 葛野 莉奈	青葉区さつきが丘6 番地の11	同
有限会社アリス 代表取締役 大浦 裕史	港北区大曾根一丁目 25番16号	同
まみペットクリニ ック 院長 本田 真由美	旭区東希望が丘 204 番地の19	同
株式会社ライトブ ラリー 代表取締役社長 志田 忍	旭区都岡町20番地の 12	同
たかつ動物病院 院長 高津 則宏	保土ヶ谷区上星川二 丁目12番15号	同

日向山動物病院有限会社 代表取締役 落合文憲	泉区和泉町 7,315 番地 の 15	同
有限会社釜利谷ペットクリニック 取締役 山本貴浩	金沢区釜利谷西六丁目 1 番 31 号	同
トトロ動物病院 院長 小松正史	保土ヶ谷区権太坂二丁目 1 番 7 号	同
犬山動物病院 院長 山本直孝	栄区犬山町 56 番 6 号	同
ゆみ動物病院 院長 磯野由美子	都筑区荏田南五丁目 23 番 33 - 104 号	同
もものはな動物病院 代表 佐藤剛志	磯子区中原二丁目 14 番 5 号	同
合同会社 S H A R C 代表社員 木佐貫敬	港北区新横浜三丁目 13 番地の 11	同
株式会社 O C E A N ' S 代表取締役社長 加藤雄大	秦野市平沢 1,546 番地 の 1	同
株式会社 コジマ 代表取締役社長 川畑剛	東京都江東区亀戸 3 丁目 60 番 21 号	同
いなば動物病院 院長 稲葉淳紀	港北区新吉田東三丁目 28 番 20 号	同
株式会社 F O R 代表取締役 細川範子	東京都八王子市子安町 1 丁目 36 番 8 号	同
サムペットクリニック	港北区綱島東五丁目 26 番 1 号	同

院長 高 沼 洋 子		
アサヒペット株式 会社 代表取締役 太 田 信 也	旭区二俣川1丁目3 番地	同

横浜市告示第 413 号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 事業計画が公示された年月日
平成30年5月18日及び平成30年6月8日
- 2 調査を行う者の名称
横浜市
- 3 調査地域
戸塚区柏尾町、上柏尾町、上倉田町、舞岡町及び南舞岡三丁目並びに旭区矢指町
戸塚区下倉田町、前田町、南舞岡一丁目、南舞岡二丁目及び南舞岡四丁目の各一部
金沢区釜利谷東七丁目、釜利谷南一丁目、釜利谷南二丁目及び釜利谷南三丁目の各一部
金沢区釜利谷町、釜利谷東四丁目、釜利谷東六丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷西一丁目及び釜利谷西二丁目の各一部
旭区今川町、金が谷二丁目、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、中沢一丁目、中白根二丁目及び中白根三丁目の各一部
旭区金が谷、金が谷一丁目、川井宿町、川井本町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目及び都岡町
- 4 調査期間
平成30年6月5日から平成31年3月31日まで

横 浜 市 告 示 第 414 号

神 奈 川 県 と の 境 界 に 係 る 道 路 の 管 理 に 関 す る 協 定 の 内 容
 道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、
 神 奈 川 県 と の 境 界 に 係 る 道 路 の 管 理 に つ い て 、 次 の と お り 協 定 を 締
 結 し た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 締 結 年 月 日
 平 成 30 年 6 月 15 日
- 2 路 線 名
 県 道 原 宿 六 ツ 浦
- 3 管 理 対 象 施 設 等

施 設 名 称	対 象 区 間	管 理 者
相 武 隧 道	栄 区 上 郷 町 1,563 番 地 先 から 金 沢 区 朝 比 奈 町 150 番 の 1 地 先 ま で	横 浜 市

横 浜 市 告 示 第 415 号

町田市との境界に係る道路の管理に関する協定の内容
 道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、
 町田市との境界に係る道路の管理について、次のとおり協定を締結
 した。

平成30年6月25日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 締結年月日
平成30年6月15日
- 2 路線名
町田市道南1764号線
横浜市道恩田79号線
- 3 管理対象施設等

施設名称	対 象 区 間	管 理 者
成瀬尾根 トンネル	町田市成瀬台2丁目41番の20地先から 青葉区奈良三丁目21番の6地先まで	町田市

横浜市告示第 416 号

市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
矢向 第125号線	鶴見区矢向五丁目 806 番の1地内 同 区矢向六丁目 807 番の1地内	
市場 第199号線	鶴見区元宮一丁目 581 番の3地内 同 区市場東中町 499 番の2地内	
東寺尾 第458号線	鶴見区豊岡町 781 番の5地先 同 区鶴見中央五丁目 917 番の27地内	
東寺尾 第459号線	鶴見区生麦五丁目 1,008 番の2地内 同 区同 1,007 番の8地内	
片倉 第478号線	神奈川区三枚町 531 番の1地先 同 区同 町同 番の7地先	
羽沢 第329号線	神奈川区羽沢南二丁目 474 番の1地先 同 区同 225 番の16地先	
羽沢 第330号線	神奈川区羽沢南二丁目 254 番の3地先 同 区同 247 番の1地先	
西戸部 第561号線	西区御所山町 56 番の4地先 同区同 町同番の16地先	
東永谷 第750号線	港南区芹が谷二丁目 858 番の6地先 戸塚区平戸町 422 番の3地先	
羽沢 第331号線	保土ヶ谷区常盤台 175 番の1地先 同 区同 176 番の11地先	
峰沢 第333号線	保土ヶ谷区常盤台 156 番の1地先 同 区同 158 番の9地先	

今宿 第 510 号線	旭区今宿南町 1,879 番の13地先 同区同 町 1,825 番の 2 地先
今宿 第 511 号線	旭区今宿南町 1,668 番地先 同区今宿東町 1,552 番の 7 地先
大池 第 411 号線	旭区さちが丘 156 番の12地先 同区同 同 番の11地先
笹下 第 609 号線	磯子区森三丁目 752 番の 7 地先 同 区同 755 番の 1 地先
笹下 第 610 号線	磯子区森三丁目 748 番の 1 地先 同 区同 747 番地先
堀口 第 479 号線	金沢区能見台五丁目11番の 1 地先 同 区能見台東 144 番の52地先
谷津 第 534 号線	金沢区谷津町 225 番の 1 地先 同 区同 町 224 番の 1 地先
菊名 第 529 号線	港北区篠原町 2,858 番の42地先 同 区同 町同 番の30地先
新石川 第 365 号線	青葉区新石川一丁目21番の 1 地先 同 区同 同番の14地先
狩場町 第 532 号線	戸塚区平戸三丁目 1,961 番の79地先 同 区同 同 番の63地先
影取 第93号線	戸塚区影取町30番の12地先 同 区同 町32番の 1 地先
和泉町 第 486 号線	泉区和泉中央南五丁目 3,285 番の 7 地先 同区同 3,347 番の 3 地先
瀬谷 第 551 号線	瀬谷区橋戸一丁目18番の23地先 同 区同 同番の10地先

横浜市告示第 417 号

市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

路線名	起 終	点 点
片倉 第340号線	神奈川区三枚町527番の2地先 同 区同 町532番の2地先	
片倉 第342号線	神奈川区三枚町527番の2地先 同 区同 町532番の2地先	
西戸部 第156号線	西区御所山町56番の1地先 同区同 町72番の1地先	
東永谷 第4号線	港南区芹が谷二丁目858番の6地先 戸塚区平戸町419番の5地先	
野庭 第301号線	港南区日野九丁目5,981番の4地先 同 区日野南四丁目5,368番の1地先	
羽沢 第308号線	保土ヶ谷区常盤台221番の1地先 同 区同 222番地先	
峰沢 第193号線	保土ヶ谷区常盤台175番の1地先 同 区同 154番の1地先	
峰沢 第267号線	保土ヶ谷区常盤台175番の1地先 同 区同 162番地先	
上星川 第60号線	保土ヶ谷区常盤台220番の1地先 同 区同 224番地先	
上星川 第62号線	保土ヶ谷区常盤台196番地先 同 区同 195番地先	
上星川 第63号線	保土ヶ谷区常盤台196番地先 同 区同 231番の2地先	

三ツ沢 第7号線	保土ヶ谷区常盤台15番の1地先 同 区同 142番地先
三ツ沢 第8号線	保土ヶ谷区常盤台139番の1地先 同 区同 159番地先
品濃 第22号線	保土ヶ谷区今井町1,214番の5地先 同 区同 町1,155番地先
今宿 第185号線	旭区今宿南町1,825番の6地先 同区同 町1,888番の5地先
今宿 第241号線	旭区今宿南町1,708番の7地先 同区同 町同 番の5地先
今宿 第506号線	旭区今宿南町1,703番の7地先 同区同 町1,707番の5地先
川島町 第340号線	旭区市沢町871番の3地先 同区同 町873番の20地先
笹下 第461号線	磯子区森三丁目752番の7地先 同 区同 748番の1地先
堀口 第274号線	金沢区能見台五丁目6番の15地先 同 区能見台東144番の52地先
堀口 第283号線	金沢区堀口47番の1地先 同 区同 37番の8地先
堀口 第284号線	金沢区堀口33番の6地先 同 区同 25番の15地先
堀口 第285号線	金沢区堀口37番の1地先 同 区同 39番の12地先
堀口 第286号線	金沢区堀口35番の2地先 同 区同 40番の1地先
堀口 第291号線	金沢区能見台東148番の22地先 同 区同 114番の3地先
堀口 第292号線	金沢区能見台東113番の6地先 同 区同 148番の40地先

新羽 第 334 号線	港北区新羽町 2,513 番の 1 地先 同 区同 町 2,514 番の 1 地先
長津田 第 231 号線	緑区長津田五丁目 1,840 番の 7 地先 同区同 1,930 番の 5 地先
新石川 第 319 号線	青葉区新石川一丁目 20 番の 4 地先 同 区同 21 番の 1 地先
平戸 第 356 号線	戸塚区上柏尾町 524 番の 1 地先 同 区同 町 521 番の 2 地先
和泉町 第 243 号線	泉区和泉中央南五丁目 3,285 番の 7 地先 同区同 3,343 番の 21 地先
中田 第 364 号線	泉区中田南四丁目 990 番の 27 地内 同区同 1,027 番の 2 地先
下飯田 第 245 号線	泉区下和泉五丁目 1,581 番の 8 地先 同区同 同 番の 2 地先

横浜市告示第 418 号

市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の決定及び供用開始の期日

平成30年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
片倉 第478号線	神奈川区三枚町531番の1地先から 同区同町同番の7地先まで	m 5.51 ないし 6.30	m 27.61
羽沢 第329号線	神奈川区羽沢南二丁目474番の1地先から 同区同225番の16地先まで	6.50	31.17
羽沢 第330号線	神奈川区羽沢南二丁目254番の3地先から 同区同247番の1地先まで	6.50	35.00
西戸部 第561号線	西区御所山町56番の4地先から 同区同町同番の16地先まで	4.50	40.69
東永谷 第750号線	港南区芹が谷二丁目858番の6地先から 戸塚区平戸町422番の3地先まで	2.72 ないし 4.18	48.75
羽沢 第331号線	保土ヶ谷区常盤台175番の1地先から 同区同176番の11地先まで	4.51 ないし 4.72	316.92
峰沢 第333号線	保土ヶ谷区常盤台156番の1地先から 同区同158番の9地先まで	6.00	193.06
今宿 第510号線	旭区今宿南町1,879番の13地先から 同区同町1,825番の2地先まで	4.51 ないし 8.45	401.85
今宿 第511号線	旭区今宿南町1,668番地先から 同区今宿東町1,552番の7地先まで	9.48 ないし 15.42	464.48

大池 第 411 号線	旭区さちが丘 156 番の12地先から 同区同 同 番の11地先まで	1.80 ないし 1.90	24.50
笹下 第 609 号線	磯子区森三丁目 752 番の7地先から 同 区同 755 番の1地先まで	2.63 ないし 2.70	4.23
笹下 第 610 号線	磯子区森三丁目 748 番の1地先から 同 区同 747 番地先まで	1.80	22.17
谷津 第 534 号線	金沢区谷津町 225 番の1地先から 同 区同 町 224 番の1地先まで	2.00 ないし 4.00	40.11
菊名 第 529 号線	港北区篠原町 2,858 番の42地先から 同 区同 町同 番の30地先まで	4.52 ないし 5.28	100.97
新石川 第 365 号線	青葉区新石川一丁目21番の1地先から 同 区同 同番の14地先まで	4.50	79.29
狩場町 第 532 号線	戸塚区平戸三丁目 1,961 番の79地先から 同 区同 同 番の63地先まで	5.51	92.27
影取 第93号線	戸塚区影取町30番の12地先から 同 区同 町32番の1地先まで	4.50 ないし 4.54	119.38
和泉町 第 486 号線	泉区和泉中央南五丁目 3,285 番の7地先か ら 同区同 3,347 番の3地先ま で	4.50 ないし 5.70	124.51
瀬谷 第 551 号線	瀬谷区橋戸一丁目18番の23地先から 同 区同 同番の10地先まで	2.00	29.71

横浜市告示第 419 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の供用開始の期日

平成30年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	幅 員	延 長
六浦平潟線	金沢区六浦東一丁目 4,842 番の22地先から 同 区同 同 番の23地先まで	m 14.85 ないし 15.04	m 27.19

横浜市告示第 420 号

県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成30年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜上麻生	旧	港北区岸根町 584 番の 6 地先から 同 区同 町 582 番の 3 地先まで	15.24 ないし 19.13 m	40.08 m
	新	同	15.24 ないし 19.51	同
阿久和鎌倉	旧	戸塚区深谷町 539 番の 1 地先から 同 区同 町 527 番地先まで	6.35 ないし 9.07	128.27
	新	同	8.83 ないし 17.16	同

横浜市告示第 421 号

県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成30年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
原宿六ツ浦	旧	栄区上郷町 1,562 番の 1 地内から 金沢区朝比奈町 150 番の 1 地内まで	9.70 m	460.00 m
	新	同	同	202.00
原宿六ツ浦	旧	栄区田谷町 1,331 番の 1 地先から 同区長尾台町 504 番の 1 地先まで	11.00 ないし 44.00	747.00
	新	同	同	同
		栄区田谷町 1,331 番の 1 地先から 同区長尾台町 531 番の 7 地内まで	38.00 ないし 100.00	700.00
大船停車場 矢部	旧	栄区笠間二丁目 732 番の 1 地先から 同区笠間三丁目 731 番の 5 地先まで	18.30 ないし 18.76	15.23
	新	同	13.72 ないし 16.14	同
	旧	栄区田谷町 995 番の 1 地先から 戸塚区小雀町 303 番の 2 地先まで	8.50 ないし 12.00	777.00

田谷藤沢	新	同	同	同
		栄区田谷町 1,331 番の 1 地先から 戸塚区小雀町 303 番の 2 地先まで	32.00 ないし 55.50	720.00

横浜市告示第 422 号

市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

平成30年6月25日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
下末吉 第133号線	旧	鶴見区下末吉六丁目396番の4地先から 同 区同 401番の1地先まで	6.54 ないし 6.55	2.11
	新	同	同	同
片倉 第98号線	旧	神奈川区羽沢町1,667番の6地先から 同 区同 町1,819番の4地先まで	2.77 ないし 3.14	114.29
	新	同	3.63 ないし 3.82	同
片倉 第338号線	旧	神奈川区三枚町526番の3地先から 同 区同 町529番の11地先まで	3.01 ないし 3.10	10.86
	新	同	3.77 ないし 3.80	同
片倉 第340号線	旧	神奈川区三枚町526番の3地先から 同 区同 町531番の1地先まで	3.10	13.89
	新	同	3.80	同

片倉 第 341 号線	旧	神奈川区三枚町 529 番の 8 地先から 同 区同 町同 番の 3 地先まで	4.03 ないし 4.12	43.48
	新	同	4.03 ないし 6.04	同
大口 第 463 号線	旧	神奈川区新子安一丁目 36 番の 1 地先から 同 区同 37 番の 1 地先まで	5.96 ないし 5.99	102.32
	新	同	9.00	同
大口 第 572 号線	旧	神奈川区新子安一丁目 31 番地先から 同 区同 36 番の 1 地先まで	8.00	3.88
	新	同	同	同
大口 第 579 号線	旧	神奈川区新子安一丁目 18 番の 1 地先から 同 区同 36 番の 1 地先まで	7.97 ないし 7.99	148.94
	新	同	9.00	同
羽沢 第 137 号線	旧	神奈川区羽沢南三丁目 410 番の 110 地先か ら 同 区同 408 番の 9 地先まで	1.79 ないし 3.23	74.58
	新	同	3.16 ないし 4.50	同
羽沢 第 144 号線	旧	神奈川区羽沢南二丁目 353 番の 43 地先から 同 区同 254 番の 3 地先まで	7.41 ないし 13.52	37.14
	新	同	7.41 ないし 13.38	同
羽沢	旧	神奈川区羽沢南二丁目 255 番の 7 地先から 同 区同 225 番の 20 地先まで	2.70 ないし 6.09	288.35

第 197 号線	新	同	4.51 ないし 9.61	同
羽沢 第 233 号線	旧	神奈川区羽沢南三丁目 390 番の 3 地先から 同 区同 408 番の 19 地先まで	1.85 ないし 3.55	67.08
	新	同	4.51 ないし 5.32	同
峰沢 第 8 号線	旧	神奈川区羽沢町 2 番の 7 地先から 同 区三枚町 739 番の 1 地先まで	2.70 ないし 2.89	120.47
	新	同	3.61 ないし 3.70	同
西戸部 第 226 号線	旧	西区西戸部町 3 丁目 283 番地先から 同区同 町同 285 番の 7 地先まで	3.64 ないし 3.68	29.41
	新	西区西戸部町 3 丁目 283 番地先から 同区同 町同 285 番の 29 地先まで	3.61 ないし 3.84	40.03
西戸部 第 228 号線	旧	西区御所山町 56 番の 4 地先から 同区同 町 61 番地先まで	1.85 ないし 2.97	30.38
	新	同	2.93 ないし 3.48	同
西戸部 第 297 号線	旧	西区西戸部町 3 丁目 285 番の 30 地先から 同区同 町 2 丁目 183 番の 13 地先まで	1.84 ないし 3.63	96.71
	新	同	2.99 ないし 3.44	74.55
蒔田 第 306 号線	旧	中区塚越 1 番の 23 地先から 同区簗沢 92 番の 1 地先まで	1.66 ないし 1.86	29.39
	新	同	4.19 ないし 5.36	同

柏尾 第70号線	旧	港南区芹が谷五丁目 575 番の 1 地先から 同 区同 574 番の 31 地先まで	2.80 ないし 2.81	19.33
	新	同	4.50	同
下野庭 第259号線	旧	港南区港南三丁目 1,833 番の 19 地先から 同 区同 1,801 番の 4 地先まで	2.11 ないし 3.17	38.41
	新	同	3.97 ないし 3.99	同
野庭 第16号線	旧	港南区日野六丁目 887 番の 1 地先から 同 区同 885 番の 1 地先まで	4.41 ないし 4.53	11.37
	新	同	4.53	同
上菅田 第228号線	旧	保土ヶ谷区上菅田町 1,072 番の 6 地先から 同 区同 町 804 番の 3 地先まで	2.80 ないし 4.50	53.42
	新	同	4.52 ないし 4.58	同
上星川 第63号線	旧	保土ヶ谷区常盤台 175 番の 1 地先から 同 区同 231 番の 2 地先まで	2.60	28.98
	新	同	4.50	同
三ツ沢 第9号線	旧	保土ヶ谷区常盤台 27 番の 1 地先から 同 区同 30 番の 3 地先まで	1.85	2.70
	新	同	同	同
三ツ沢	旧	保土ヶ谷区常盤台 1 番の 6 地先から 同 区同 37 番の 16 地先まで	6.50	156.21

第45号線	新	同	同	同
三ツ沢 第73号線	旧	保土ヶ谷区峰岡町3丁目378番の2地先から 同 区常盤台37番の16地先まで	3.65 ないし 3.70	174.22
	新	同	8.54 ないし 10.00	同
今宿 第179号線	旧	旭区今宿南町1,878番の2地先から 同区同 町1,888番の5地先まで	2.71	23.03
	新	旭区今宿南町1,878番の2地先から 同区同 町1,888番の15地先まで	2.71 ないし 3.63	23.13
白根 第75号線	旧	旭区白根三丁目542番の104地先から 同区白根六丁目547番の164地先まで	4.42 ないし 4.52	6.54
	新	同	4.51 ないし 4.67	同
東希望が丘 第357号線	旧	旭区東希望が丘150番の19地先から 同区同 139番の28地先まで	1.92 ないし 2.88	44.49
	新	同	4.50 ないし 4.54	同
川島町 第140号線	旧	旭区川島町1,591番の10地先から 同区同 町1,725番の1地先まで	2.46 ないし 2.77	22.42
	新	同	4.50	同
川島町 第337号線	旧	旭区市沢町872番の4地先から 同区同 町871番の3地先まで	2.86 ないし 3.02	35.57
	新	同	3.62 ないし 3.78	同

川島町 第 338 号線	旧	旭区市沢町 873 番の13地先から 同区同 町 874 番の 1 地先まで	1.49 ないし 1.97	43.36
	新	同	3.00 ないし 3.22	同
川島町 第 343 号線	旧	旭区市沢町 870 番の17地先から 同区同 町同 番の13地先まで	5.46 ないし 5.47	2.40
	新	同	5.46 ないし 6.13	同
磯子 第 104 号線	旧	磯子区東町58番地先から 同 区同町78番の 1 地先まで	3.64 ないし 3.67	18.98
	新	同	3.82 ないし 3.84	同
堀口 第 276 号線	旧	金沢区能見台東 129 番の29地先から 同 区同 101 番の11地先まで	4.60 ないし 12.00	18.00
	新	同	同	同
堀口 第 276 号線	旧	金沢区能見台東 109 番の20地先	7.50	3.00
	新	同	同	同
堀口 第 277 号線	旧	金沢区能見台五丁目11番の 1 地先から 同 区能見台東 144 番の17地先まで	1.25 ないし 10.40	165.40
	新	同	11.15 ないし 19.20	同
堀口	旧	金沢区能見台東 144 番の 6 地先から 同 区同 109 番の 5 地先まで	13.80 ないし 35.40	121.45

第 277 号線	新	同	13.80 ないし 36.75	同
堀口 第 277 号線	旧	金沢区西柴一丁目 1 番の 7 地先から 同 区堀口 24 番の 2 地先まで	12.00 ないし 25.00	173.15
	新	同	同	同
堀口 第 277 号線	旧	金沢区堀口 42 番の 5 地先から 同 区同 同番の 30 地先まで	13.00 ないし 13.50	60.30
	新	同	13.50 ないし 14.00	同
堀口 第 282 号線	旧	金沢区堀口 45 番の 5 地先から 同 区同 47 番の 4 地先まで	5.00	2.00
	新	同	同	同
釜利谷 第 38 号線	旧	金沢区釜利谷西一丁目 3,447 番の 4 地先から 同 区釜利谷東五丁目 3,615 番の 2 地先まで	6.24 ないし 7.18	56.77
	新	同	11.68 ないし 14.99	同
釜利谷 第 120 号線	旧	金沢区釜利谷東六丁目 3,589 番の 1 地先から 同 区釜利谷東五丁目 3,613 番の 1 地先まで	9.01 ないし 9.02	13.32
	新	同	15.26 ないし 16.17	同
平潟	旧	金沢区六浦一丁目 4,160 番の 1 地先から 同 区同 4,127 番の 8 地先まで	1.86	8.98

第 172 号線	新	同	3.76 ないし 6.01	同
六浦 第33号線	旧	金沢区六浦東一丁目 4,842 番の 2 地先から 同 区同 同 番の 22 地先まで	5.99 ないし 6.00	14.64
	新	同	7.49 ないし 7.50	同
六浦 第34号線	旧	金沢区六浦東一丁目 4,842 番の 22 地先から 同 区同 同 番の 23 地先まで	11.61 ないし 11.64	27.19
	新	同	14.85 ないし 15.04	同
箕輪 第 157 号線	旧	港北区箕輪町二丁目 686 番の 1 地先から 同 区箕輪町三丁目 270 番の 3 地先まで	5.40	3.48
	新	同	同	同
箕輪 第 260 号線	旧	港北区綱島東四丁目 880 番の 11 地先から 同 区同 946 番の 28 地先まで	5.47	55.40
	新	同	6.47	同
新羽 第 330 号線	旧	港北区新羽町 2,661 番の 1 地先から 同 区同 町 2,514 番の 3 地先まで	5.27 ないし 5.52	6.36
	新	同	6.07 ないし 6.32	同
菊名 第 151 号線	旧	港北区篠原町 2,858 番の 30 地先から 同 区同 町 2,843 番の 15 地先まで	2.75 ないし 6.50	79.24
	新	同	4.51 ないし 8.33	40.90

長津田 第156号線	旧	緑区長津田四丁目 2,157番の44地先から 同区同 1,972番の1地先まで	1.86 ないし 2.53	52.95
	新	同	3.00 ないし 3.27	同
新石川 第247号線	旧	青葉区新石川一丁目20番の4地先から 同区同 22番の37地先まで	1.83 ないし 3.59	10.19
	新	同	3.59 ないし 4.52	同
新石川 第319号線	旧	青葉区新石川一丁目20番の5地先から 同区同 21番の17地先まで	3.06 ないし 3.11	19.40
	新	同	4.50	同
新石川 第328号線	旧	青葉区新石川一丁目21番の1地先から 同区同 22番の12地先まで	1.83 ないし 1.88	45.49
	新	同	4.50 ないし 5.37	同
市ヶ尾 第19号線	旧	青葉区千草台48番の9地先から 緑区北八朔町 224番の23地先まで	8.17 ないし 11.31	225.35
	新	同	11.58 ないし 17.15	同
つつじが丘 第356号線	旧	青葉区さつきが丘37番の2地先から 緑区西八朔町 181番の8地先まで	8.35 ないし 8.42	108.54
	新	同	10.99 ないし 13.99	同
北八朔北部	旧	青葉区下谷本町2番の17地先から 緑区北八朔町 224番の13地先まで	7.76 ないし 7.91	16.72

第 102 号線	新	同	10.98 ないし 11.07	8.06
狩場町 第 307 号線	旧	戸塚区平戸三丁目 1,961 番の79地先から 同 区同 1,956 番の52地先まで	4.00	20.13
	新	同	4.51	同
上矢部 第 389 号線	旧	戸塚区上矢部町 1,931 番の12地先から 同 区同 町 1,928 番の 1 地先まで	1.82	3.32
	新	同	3.17 ないし 3.27	同
上矢部 第 397 号線	旧	戸塚区上矢部町 1,922 番の11地先から 同 区同 町 1,931 番の12地先まで	3.20 ないし 3.37	20.57
	新	同	4.52 ないし 4.53	同
上矢部 第 511 号線	旧	戸塚区秋葉町 500 番地先から 同 区同 町 495 番の69地先まで	1.92 ないし 1.98	27.68
	新	同	3.21 ないし 3.23	25.83
平戸 第 232 号線	旧	戸塚区平戸町 1,196 番の12地先から 同 区同 町 1,199 番の68地先まで	2.82 ないし 3.22	32.15
	新	同	5.51 ないし 5.52	同
平戸 第 287 号線	旧	戸塚区平戸町 203 番の11地先から 同 区同 町 192 番の 4 地先まで	2.99 ないし 3.31	18.57
	新	同	3.51 ないし 3.66	同

平戸 第446号線	旧	戸塚区上柏尾町 524 番の1地先から 同 区同 町 500 番の20地先まで	1.90 ないし 1.92	0.81
	新	同	2.96 ないし 3.00	同
矢部 第63号線	旧	戸塚区秋葉町 495 番の69地先	1.86 ないし 2.03	106.25
	新	同	3.20 ないし 3.53	同
矢部 第393号線	旧	戸塚区矢部町 789 番の1地先から 同 区同 町 944 番の9地先まで	1.84 ないし 2.00	20.62
	新	同	3.17 ないし 3.25	同
矢部 第395号線	旧	戸塚区矢部町 944 番の9地先から 同 区同 町同 番の14地先まで	1.81 ないし 2.05	29.21
	新	同	4.50 ないし 4.51	同
矢部 第508号線	旧	戸塚区戸塚町 5,118 番の2地先から 同 区同 町 5,115 番の2地先まで	1.83	6.01
	新	同	3.18	同
汲沢 第118号線	旧	戸塚区汲沢六丁目 1,891 番の5地先から 同 区同 同 番の7地先まで	2.96 ないし 3.33	49.24
	新	同	3.33 ないし 4.53	同
戸塚	旧	戸塚区戸塚町 3,444 番の19地先から 同 区同 町 3,377 番の8地先まで	1.86 ないし 1.97	24.93

第 230 号線	新	同	3.19 ないし 3.23	同
深谷 第 170 号線	旧	戸塚区深谷町 539 番の 1 地先から 同 区同 町 538 番の 2 地先まで	3.49 ないし 3.81	20.20
	新	同	同	15.66
深谷 第 174 号線	旧	戸塚区深谷町 546 番の 1 地先から 同 区同 町 545 番の 1 地先まで	3.51 ないし 3.54	14.40
	新	同	同	12.27
深谷 第 176 号線	旧	戸塚区深谷町 523 番の 1 地先から 同 区同 町 547 番の 1 地先まで	3.66 ないし 4.24	17.11
	新	同	同	13.85
深谷 第 338 号線	旧	戸塚区戸塚町 2,286 番の 2 地先から 同 区同 町 1,538 番の 1 地先まで	2.81 ないし 2.86	66.80
	新	同	6.00 ないし 6.01	同
橋戸 第 40 号線	旧	瀬谷区瀬谷五丁目 9 番の 7 地先から 同 区同 8 番の 50 地先まで	3.54 ないし 3.62	24.75
	新	同	4.93 ないし 4.95	同
橋戸 第 41 号線	旧	瀬谷区瀬谷五丁目 12 番の 38 地先から 同 区同 8 番の 37 地先まで	2.55 ないし 3.01	68.97
	新	同	3.67 ないし 4.52	同

瀬谷 第468号線	旧	瀬谷区下瀬谷二丁目18番の35地先から 同 区同 21番の38地先まで	2.73 ないし 4.35	23.17
	新	同	4.51 ないし 6.24	同

横浜市告示第 423 号

市道区域の変更

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 25 日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の変更の期日

平成 30 年 6 月 25 日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
六浦平潟線	旧	金沢区六浦東一丁目 4,842 番の 22 地先から 同 区同 同 番の 23 地先まで	15.00 m	27.19 m
	新	同	15.00 ないし 15.04	同
東方町 第 115 号線	旧	都筑区東方町 660 番の 1 地内から 同 区同 町 625 番の 1 地先まで	9.00	10.96
	新	同	同	同
戸塚 第 421 号線	旧	戸塚区戸塚町 3,852 番の 1 地先から 同 区同 町 1,692 番の 5 地先まで	6.00 ないし 16.00	1,600.00
	新	同	同	同
		戸塚区汲沢町 56 番の 1 地先から 同 区戸塚町 1,692 番の 5 地先まで	12.50 ないし 22.00	840.00
	旧	戸塚区戸塚町 1,598 番の 1 地先から 同 区同 町 1,403 番の 23 地先まで	8.00	306.00

深谷 第 342 号線	新	同	同	同
		戸塚区戸塚町 1,692 番の 5 地先から 同 区同 町 1,403 番の 23 地先まで	22.00	340.00
下瀬谷 第 438 号線	旧	瀬谷区宮沢三丁目 39 番の 74 地先から 同 区宮沢四丁目 1 番の 5 地内まで	6.11 ないし 8.19	70.00
	新	同	8.19 ないし 13.96	同

公 告

横浜市公告第415号（平成30年6月22日掲示済）

環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第15条の規定に基づき、横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類の送付があったので、横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号）第59条第1項の規定に基づき、当該準備書及びこれを要約した書類の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年6月22日

横浜市長 林 文子

- 1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
国土交通省関東地方整備局
国土交通省関東地方整備局長 泊 宏
さいたま市中央区新都心2番地の1
横浜市
横浜市長 林 文子
中区港町1丁目1番地
- 2 法対象事業の名称
横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業
- 3 法対象事業実施区域
中区本牧ふ頭地先海域
- 4 縦覧場所
中区真砂町2丁目22番地
横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
鶴見区鶴見中央三丁目20番1号
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
中区日本大通35番地
横浜市中区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

横浜市公告第416号（平成30年6月22日揭示済）

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧及び準備書説明会の開催

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第16条及び第17条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年6月22日

横浜市長 林 文子

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 国土交通省関東地方整備局
 国土交通省関東地方整備局長 泊 宏
 さいたま市中央区新都心2番地の1
 横浜市
 横浜市長 林 文子
 中区港町1丁目1番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 対象事業の名称
 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業
 - (2) 対象事業の種類
 公有水面の埋立て
 - (3) 対象事業の規模
 面積 約 140 へクタール
- 3 対象事業が実施されるべき区域
 中区本牧ふ頭地先海域
- 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 中区かもめ町、北方町、小港町、新山下一丁目から新山下三丁目まで、諏訪町、千鳥町、千代崎町、豊浦町、錦町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧間門、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、南本牧、山下町278番地、山下町279番地、山手町及び和田山並びに鶴見区大黒ふ頭
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 次の場所、期間及び時間で縦覧することができる。
 なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
 - (1) 事業者による縦覧
 - ア 国土交通省関東地方整備局情報公開室
 中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎13階
 平成30年6月22日から平成30年7月23日まで

午前9時30分から午後5時30分まで
 イ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所閲覧室
 西区みなとみらい六丁目3番7号

平成30年6月22日から平成30年7月23日まで

午前9時30分から午後5時30分まで
 ウ 横浜市港湾局政策調整部政策調整課
 中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

平成30年6月22日から平成30年7月23日まで

午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 関係市町村の条例による縦覧

ア 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課
 中区真砂町2丁目22番地

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
 鶴見区鶴見中央三丁目20番1号

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時45分から午後5時まで

ウ 横浜市中区役所総務部区政推進課
 中区日本大通35番地

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時45分から午後5時まで

(3) 関係都道府県の条例による縦覧

ア 神奈川県環境農政局環境部環境計画課
 中区日本大通1番地

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課横浜駐在事務所
 神奈川県鶴屋町2丁目24番地の2 かながわ県民センター
 2階

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 神奈川県政策局政策部情報公開広聴課川崎駐在事務所
 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館2階

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

エ 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部
 横須賀市日の出町2丁目9番地の19

平成30年6月22日から平成30年8月6日まで

午前8時30分から午後5時15分まで

オ 神奈川県県央地域県政総合センター環境部
厚木市水引2丁目3番1号
平成30年6月22日から平成30年8月6日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

カ 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部
平塚市西八幡1丁目3番1号
平成30年6月22日から平成30年8月6日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

キ 神奈川県県西地域県政総合センター環境部
小田原市荻窪 350 番地の 1
平成30年6月22日から平成30年8月6日まで
午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出期限、提出先及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

平成30年8月6日午後5時まで
(郵送の場合は8月6日の消印まで有効)

(2) 提出先

ア 国土交通省関東地方整備局総務部港湾空港総室
〒231-8436
中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎14階
TEL 045(211)7406
FAX 045(211)0203

イ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所総務課
〒220-0012
西区みなとみらい六丁目3番7号
TEL 045(226)3740
FAX 045(226)3724

ウ 横浜市港湾局政策調整部政策調整課
〒231-0023
中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
TEL 045(671)7390
FAX 045(671)7310

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で提出することができる。様式は任意とするが、関東地方整備局港湾空港部及び京浜港湾事務所のホームページからダウンロードすることも可能である。

ア 国土交通省関東地方整備局総務部港湾空港総室に持参、郵送又はFAXのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

イ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所総務課に持参、郵送又はFAXのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

ウ 横浜市港湾局政策調整部政策調整課に持参、郵送又はFAXのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

エ 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページより意見を提出

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin>

(4) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

なお、意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見

7 ホームページによる閲覧

準備書及び要約書は、次のホームページで閲覧することができる。

(1) 国土交通省関東地方整備局港湾空港部ホームページ

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/index.html>

(2) 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所ホームページ

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin>

(3) 横浜市港湾局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>

(4) 横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/asesu/>

8 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 平成30年7月15日午後2時

横浜市立大鳥中学校

中区本牧原22番1号

(2) 平成30年7月18日午後2時及び午後7時

横浜市新山下地域ケアプラザ

中区新山下三丁目15番5号

ユカ神 ビー イー ル パ ニ タ テ ン 奈	番 28 号	方社す講通の援い活きるす的 る、促種をと支がきでく与目 あてを各容会をき活躍つ寄を。 のし加の美社り生き活躍にとる い対参加の美社り生き活躍にとる がに会た座じ繋しをきる活ると
--	--------	---

横 浜 市 公 告 第 418 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 30 年 6 月 4 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 港 北 国 際 交 流 の 会	志 賀 誠	港 北 区 篠 原 北 二 丁 目 19 番 32 号	こ の 法 人 は 、 在 住 外 国 人 と 地 域 住 民 に 対 し 、 国 際 交 流 し 、 動 及 び そ れ 活 動 付 随 す る 地 域 文 化 の 振 興 活 動 に 寄 与 す い 、 地 域 住 民 、 外 国 人 双 方 に と り 住 み や す い コ ミ ュ ニ テ ィ の 推 進 を 目 的 と す る 。
平 成 30 年 6 月 7 日	N P O 法 人 フ ォ ー ラ ム ・ ア ソ シ エ	一 政 伸 子	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 8 番 地 の 4	こ の 法 人 は 、 一 般 市 民 に 対 し て 、 生 活 「 生 活 し た り 力 」 を 出 す 体 験 の 場 所 として 、 考 え 行 っ て 意 見 手 入 し 、 人 が 輝 け ば 社 会 寄 与 性 希 望 満 実 現 。

<p>平成30年 6月8日</p>	<p>NPO法人 中途障害者 地域活動元 センター かい泉</p>	<p>新村 恵一</p>	<p>中目地区 和泉二丁目 16番33号</p>	<p>を目的とする。 この法人は、 中途障害者 の生活地域 を支援する ための増進 を図るとす る。</p>
<p>平成30年 6月12日</p>	<p>特定非営利 活動法人 神奈川</p>	<p>山田 三千代</p>	<p>青葉区美し が丘三丁目 44番地の1</p>	<p>この法人は、 神奈川県 神奈川 市において DHD（注 意欠陥） を抱える 人々の 問題を 解決す るため に、 社会 的 高 活 性 を と る。</p>

横浜市公告第 419 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ルミネ横浜店

西区高島二丁目16番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ルミネ

代表取締役 森 本 雄 司

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 J S . W O R K S 代表取締役 窪 田 祐 東京都渋谷区神南1丁目5番6号 ほか	株式会社 J S . W O R K S 代表取締役 窪 田 祐 東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号 ほか

(4) 変更の年月日

平成29年7月24日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の入替えのため ほか

2 届出年月日

平成30年6月1日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 420 号

計 画 段 階 配 慮 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。 ） 第 8 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 濱 ゲ ー ト タ ワ ー プ ロ ジ ェ ク ト に 係 る 計 画 段 階 配 慮 書 （ 以 下 「 配 慮 書 」 と い う 。 ） の 提 出 が あ っ た の で 、 条 例 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

配 慮 書 に つ い て 環 境 の 保 全 に 関 す る 情 報 を 有 す る 者 は 、 条 例 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 縦 覧 期 間 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 環 境 情 報 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る こ と が で き る 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

鹿 島 建 設 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 押 味 至 一

東 京 都 港 区 元 赤 坂 1 丁 目 3 番 1 号

住 友 生 命 保 険 相 互 会 社

代 表 執 行 役 佐 藤 義 雄

大 阪 市 中 央 区 城 見 1 丁 目 4 番 35 号

三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社

代 表 取 締 役 原 典 之

東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 3 丁 目 9 番 地

2 事 業 の 名 称

（ 仮 称 ） 横 濱 ゲ ー ト タ ワ ー プ ロ ジ ェ ク ト

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

西 区 高 島 一 丁 目 2 番 の 50 ほ か

4 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

西 区 中 央 一 丁 目 5 番 10 号

横 浜 市 西 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

平 成 30 年 6 月 25 日 か ら 平 成 30 年 7 月 9 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 421 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
30228	株 式 会 社 日 高 設 備 工 業	鶴 見 区 矢 向 四 丁 目 21 番 29 号	平 成 30 年 5 月 9 日
10725	有 限 会 社 ア イ ス イ 興 業 社	神 奈 川 区 三 枚 町 542 番 地 の 3	平 成 30 年 3 月 31 日

横 浜 市 公 告 第 422 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 東 急 若 草 台 分 譲 地 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 423 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 8 月 3 日 第 29 開 1310 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,866 番 地
廣 田 喜 代 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,778 番 、 2,779 番 の 1 及 び 2,779 番 の 3 の 各
一 部 、 2,780 番 の 1 、 2,781 番 の 3 、 2,790 番 の 1 の 一 部 、 2,79
0 番 の 2 、 2,790 番 の 3 の 一 部 並 び に 2,790 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 424 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 9 月 20 日 第 29 開 904 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 杉 田 三 丁 目 1,097 番 の 5 及 び 1,097 番 の 30 か ら 1,097 番
の 32 ま で

横 浜 市 公 告 第 425 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 11 月 24 日 第 29 開 1117 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
さ いた ま 市 大 宮 区 桜 木 町 4 丁 目 383 番 地
株 式 会 社 富 士 薬 品
代 表 取 締 役 高 柳 昌 幸
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 下 田 町 五 丁 目 104 番 の 1 の 一 部 、 105 番 の 1 、 106 番 の
1 の 一 部 、 106 番 の 5 の 一 部 、 107 番 の 1 、 107 番 の 4 の 一 部 、
108 番 の 1 の 一 部 及 び 108 番 の 2 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 426 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 11 月 30 日 第 29 開 1206 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 小 西 英 輔
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 霧 が 丘 三 丁 目 5 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 427 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 29 年 12 月 13 日 第 29 開 1504 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
栄 区 金 井 町 1,439 番 地
吉 野 利 子
栄 区 金 井 町 1,439 番 地
吉 野 佳 広
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 金 井 町 1,438 番 の 1 から 1,438 番 の 7 ま で 、 1,439 番 の 1
の 一 部 、 1,439 番 の 2 、 1,439 番 の 3 、 1,443 番 の 1 の 一 部 、 1,
445 番 の 1 の 一 部 及 び 1,445 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 428 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 1 月 30 日 第 29 開 1121 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 横 浜 一 丁 目 3 番 地 の 16
株 式 会 社 ハ マ ツ ー ウ ェ イ
代 表 取 締 役 畠 山 浩 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 岸 根 町 411 番 の 1 、 411 番 の 5 及 び 411 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 429 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 2 月 9 日 第 29 開 1609 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 2 番 6 号
弥 生 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 土 屋 啓 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 3,931 番 の 1 の 一 部 及 び 3,931 番 の 2

横 浜 市 公 告 第 430 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 30 年 6 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 30 年 2 月 26 日 第 29 開 1411 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 4 番 地 の 4
芝 本 昇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 瀬 谷 五 丁 目 4 番 の 6 、 4 番 の 7 、 4 番 の 12 、 4 番 の 13 、
4 番 の 17 か ら 4 番 の 19 ま で 、 5 番 の 2 の 一 部 、 5 番 の 3 の 一 部 及
び 5 番 の 18

横浜市公告第 431 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 指定番号
第30・3・1号
- 2 指定年月日
平成30年6月12日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.45 m
- 5 指定の場所
西区境之谷77番の2
- 6 申請者の氏名
株式会社あさひハウジングセンター
代表取締役 高村明彦

横浜市公告第 432 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第40・44号
- 2 廃止年月日
平成30年6月11日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m 及び 7.16 m
- 4 廃止部分の道路の延長
101.10 m
- 5 廃止の場所
旭区白根六丁目 571 番の48地先から 571 番の53地先まで及び 57
1 番の57地先から 571 番の326地先まで

横浜市公告第 433 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第36・44号
- 2 廃止年月日
平成30年6月7日
- 3 廃止部分の道路の幅員
8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
63.90 m
- 5 廃止の場所
金沢区富岡西二丁目 2,287 番の50地先から 2,287 番の54地先まで

横浜市公告第 434 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第43・31号
- 2 廃止年月日
平成30年6月8日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
80.00 m
- 5 廃止の場所
戸塚区汲沢一丁目 1,595 番の19地先から 1,619 番の3地先まで

横浜市公告第 435 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、川向町南耕地地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

平成30年6月25日

横浜市長 林 文子

氏名	住所
阿部捷藏	都筑区川向町 171 番地
内田明子	都筑区川向町 356 番地
内田和孝	都筑区川向町 269 番地
大塚忠夫	都筑区川向町 316 番地
梶芳子	都筑区川向町 132 番地
加藤久美子	南区別所四丁目 3 番 12 号
劍持幸子	都筑区川向町 311 番地
小泉一壽	都筑区川向町 303 番地
小金井佐治	都筑区川向町 320 番地
小金井友治	都筑区川向町 320 番地
小金井幹夫	都筑区川向町 180 番地
小坂伸一	都筑区川向町 352 番地
小坂友一	都筑区川向町 224 番地
小坂洋志	都筑区川向町 124 番地
近藤隆也	都筑区東方町 61 番地
志田喜一郎	都筑区川向町 131 番地
志田隆	都筑区川向町 26 番地
志田政夫	都筑区川向町 166 番地
清水勘治	都筑区川向町 64 番地
清水孝一	都筑区川向町 91 番地
清水清司	都筑区川向町 185 番地
清水保広	都筑区川向町 64 番地の 2
村岡鐘	都筑区川向町 271 番地
渡辺勝久	仙台市青葉区花京院 2 丁目 2 番 8 - 307 号

区告示

南区告示第4号（平成30年6月12日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、港南郷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

横浜市南区長 大木 節 裕

変更した事項	変更前	変更後
区域	南区中里三丁目9番15号から9番36号まで、10番2号から10番18号まで、11番3号から11番19号まで、12番3号から12番17号まで、13番4号から13番14号まで、14番14号、15番2号から15番16号まで、16番2号から16番15号まで、17番2号から17番22号まで、18番3号から18番26号までの区域	南区中里3丁目9番15号から9番36号まで、10番2号から10番18号まで、11番3号から11番19号まで、12番1号から12番17号まで、13番4号から13番14号まで、14番14号、15番2号から15番16号まで、16番1号から16番15号まで、17番2号から17番22号まで、18番3号から18番26号までの区域

南区告示第5号（平成30年6月12日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、中里第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

横浜市南区長 大木 節 裕

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	堀井 節 雄 南区中里二丁目2番 11号	鈴木 新太郎 南区中里一丁目21番 24 - 504号

金沢区告示第12号（平成30年6月12日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台三丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

横浜市金沢区長 國原章弘

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鹿野 禎彦 金沢区能見台三丁目 25番地の4	渡部 次男 金沢区能見台三丁目 29番地の14

金 沢 区 告 示 第 13 号 （ 平 成 30 年 6 月 12 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 西 柴 団 地 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
。

平 成 30 年 6 月 12 日

横 浜 市 金 沢 区 長 國 原 章 弘

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	森 本 豊 金 沢 区 西 柴 四 丁 目 17 番 20 号	林 秀 明 金 沢 区 金 沢 町 184 番 地 の 113

西区告示第2号（平成30年6月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、岡野健和会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	三ツ木 正 雄 西区岡野一丁目8番 3号	田 中 正 久 西区岡野一丁目4番 9号

西区告示第3号（平成30年6月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東久保町東台会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
区域	西区東久保町14番、15番7号から18号まで、16番から24番まで、25番1号から10号まで、26番1号から5号まで、22号、23号、25号から33号まで、27番5号から40号まで、28番及び29番並びに久保町37番14号の区域	西区東久保町14番、15番7号から15番18号まで、16番から24番まで、25番1号から25番10号まで、26番1号から26番5号まで、26番22号から26番33号まで、27番5号から27番19号まで、27番21号から27番40号まで、28番及び29番並びに久保町37番14号の区域

西区告示第4号（平成30年6月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東久保町東睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
区域	西区東久保町15番1号から6号まで、25番11号から27号まで、26番6号から21号まで、24号、27番1号から4号まで及び30番から41番までの区域	西区東久保町15番1号から15番6号まで、25番11号から25番27号まで、26番6号から26番21号まで、27番1号から27番4号まで及び30番から41番までの区域

泉区告示第17号（平成30年6月14日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下村町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

横浜市泉区長 額田樹子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐藤 功 泉区中田西二丁目23 番28号	小塚 詔明 泉区和泉中央南一丁 目38番36号

南区告示第6号（平成30年6月15日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、通町一・二丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月15日

横浜市南区長 大木 節 裕

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	望 月 昭 南区通町1丁目3番 地	守 屋 順 一 郎 南区通町2丁目33番 地の2

南区告示第7号（平成30年6月15日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、若宮町1・2丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月15日

横浜市南区長 大木 節 裕

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	庄 司 秀 夫 南区若宮町2丁目33 番地	石 井 隆 治 南区若宮町2丁目27 番地

港北区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新吉田本町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月25日

横浜市港北区長 栗田 るみ

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	横 溝 宏 港北区新吉田東一丁目79番15号	吉 岡 敏 夫 港北区新吉田東一丁目78番20号

青葉区告示第2号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、あざみ野東自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月25日

横浜市青葉区長 小出重佳

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	青砥正典 青葉区あざみ野一丁目26番地の35	石山 范 青葉区あざみ野一丁目28番地の16

区 公 告

鶴見区公告第88号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市鶴見区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

神奈川県公告第 130 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市神奈川区長 高 田 靖

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市神奈川区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

西区公告第96号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市西区長 寺岡洋志

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市西区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

中区公告第 109 号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市中区長 竹 前 大

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市中区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

南区公告第94号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市南区長 大木 節 裕

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港南区公告第67号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市港南区長 齊藤貴子

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港南区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

保土ヶ谷区公告第81号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市保土ヶ谷区長 菅井忠彦

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市保土ヶ谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

旭区公告第97号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市旭区長 下田 康 晴

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市旭区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

磯子区公告第79号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市磯子区長 小林 正 幸

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市磯子区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

金沢区公告第62号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市金沢区長 國原章弘

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市金沢区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

港北区公告第102号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市港北区長 栗田 るみ

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市港北区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

緑区公告第64号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市緑区長 小野崎 信 之

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市緑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

青葉区公告第69号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市青葉区長 小出重佳

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市青葉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

都筑区公告第28号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市都筑区長 中野 創

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市都筑区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

戸塚区公告第89号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市戸塚区長 田 雑 由紀乃

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市戸塚区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

栄区公告第49号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市栄区長 小山内 いづ美

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市栄区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

泉区公告第56号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市泉区長 額 田 樹 子

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市泉区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。

瀬谷区公告第30号

横浜市国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市国民健康保険被保険者証及び横浜市国民健康保険退職被保険者証（以下「被保険者証」という。）の更新を行う。

平成30年6月25日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

1 更新の時期

平成30年7月3日から平成30年7月31日まで

2 更新の対象

有効期限が平成30年7月31日である被保険者証を更新の対象とする。

3 更新の方法

新たな被保険者証を平成30年7月3日から平成30年7月31日までの間に各被保険者の属する世帯の世帯主に郵送し、又は横浜市瀬谷区役所福祉保健センター保険年金課において交付する。